教科書以外の学用品必要数調査　個人票

富山県教育委員会小中学校課
県立学校課

災害救助法に基づき、令和６年能登半島地震により喪失又は毀損等した教科書以外の学用品について給与するため、該当者及び該当品目の調査を実施します。下記の対象品目を参考にして回答してください。

対象者

該当市町村内(富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町及び朝日町)において、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒

対象品目

ア　正規の教材（ワークブック、辞書、図鑑等、学校にて有効適切なものとして使用している教材）
イ　ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
ウ　傘、靴、長靴等の通学用品
エ　運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

※　上記以外の品目のうち、他のもので代用することや修理等でも対応できず、それがないことで学業に支障があるものとして該当がある場合は、それも含めご記入ください。ただし、内閣府との協議により認められない場合があります。

給付限度額

小学校児童　4,800円以内　　中学校生徒　5,100円以内　　高等学校等生徒　5,600円以内

※一人当たりの限度額です。これを超える場合も、内閣府との協議によって認められる場合があるので、必要な学用品について回答願います。

提出先

（　　）

学校名	
児童生徒氏名	
保護者氏名	
保護者電話番号	
住所	
住家の状態	（　全壊　・　全焼　・　流失　・　半壊　・　半焼　・　床上浸水　）

喪失・毀損等した教科書以外の学用品名	数量	喪失・毀損等の具体的な状況